豊岡市出石伝統的建造物群保存地区ニュース

第12号

出石城下町

伝建かわら版

平成20年5月10日発行　編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

「建築基準法の制限緩和条例」を公布しました

３月定例市議会において、「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」が可決され、市は３月27日に公布しました。

この条例により、出石伝建地区内の特定物件（伝統的建造物）については、建築基準法の制限を一部緩和して修理を行うことができるようになりました。

※ ※

建築基準法には建築物を建築する際などにおけるさまざまな制限が規定されていますが、そのなかには次の規定があります。

【道路内の建築制限（第44条）】
建築物の壁、庇などは、道路に突き出してはならない。

【建ぺい率（第53条）】
建築物の建ぺい率は、定めた数値（出石伝建地区は70%）を超えてはならない。

伝建事業で特定物件（伝統的建造物）を修理する場合、この法律の制限が適用されると、軒や庇（ひさし）が道路に突き出さないように切り落としたり、建ぺい率を70%以下にするために建物の一部を取り壊したりしなければならないことになります。

そこで、特定物件については、同法の公布前から道路に突き出している部分や従前の建ぺい率の範囲であれば、制限を受けることなく修理を行うことができるようになりました。

この条例を制定することについて国土交通省から承認してもらうため、道路に突き出している伝統的建造物の軒の出の調査も行いました。

「建築基準法の制限緩和条例」ひとくちメモ

建築基準法は安全を確保するための法律です。その安全のための制限を緩和するのですから、安全を確保するための代替措置が求められます。もともと木造家屋が密集する伝建地区ですから、なかでも防火については相当の対策を行う必要があります。これからは伝建地区住民の生命、財産を守るため、消防団活動の充実、避難路の確保、住宅火災警報器の設置の徹底など、みなさんと共に知恵を出し合って、火災被害のないまちづくりを行いたいと思います。みなさんのご協力をお願いいたします。